

■目的及び概要

町内の中小企業・小規模企業の成長発展及び事業の持続的発展並びに地域経済の活性化を図ることを目的とし、店舗等の改修や設備更新広報宣伝などに対して助成を行う制度です。平成30年度から一度も制度を活用していない事業者のみ対象となります。

■対象事業例

- ①店舗等の改修 例…店舗内の席を離すように改修
- ②設備の更新 例…店舗内空気清浄機器導入
- ③自動車等の導入 例…移動販売車の導入

■注意点

①補助事業の発注先については原則、町内事業者を優先してください。町外事業者に発注する場合には原則、理由書を提出していただきます。

②令和5年3月31日までに事業を完了してください。

※事業完了とは、納品や工事完了、精算を終え、実績報告書の提出までとなります。

③当補助制度には補助申請の内容を審査する「審査会」の開催があります。※原則月に1度の開催

■お問い合わせ

産業経済課産業経済グループ

☎01392-2-3131

2022年4月1日から「成年年齢」が変わります

民法改正により、2022年4月1日から「成年年齢」が20歳から18歳に引き下げられます。現在未成年の方は、生年月日によって新成人となる日が次のようになります。

生年月日	新成人となる日	成年年齢
2002年4月1日以前生まれ	20歳の誕生日	20歳
2002年4月2日から2003年4月1日生まれ	2022年4月1日	19歳
2003年4月2日から2004年4月1日生まれ	2022年4月1日	18歳
2004年4月2日以降	18歳の誕生日	18歳

成年年齢の引下げによって変わるもの、変わらないもの

1 18歳に変わるもの

- 携帯電話の購入
- クレジットカードの作成
- 10年用パスポートの取得
- 性別の取扱いの変更
- 公認会計士資格の登録
- 司法書士資格の登録
- 土地家屋調査士資格の登録

以上のほか、各種の契約、
国家資格の取得が可能に！

2 20歳が維持されるもの

- 養子をとること
- 喫煙
- 飲酒
- 公営競技（競馬、競輪、オートレース、モーターボート競走）
- 児童自立生活援助事業の対象となる者（20歳まで）
- 国民年金の被保険者資格
- 大型（21歳）、中型免許等の取得



健康面・依存症など様々な
影響を考慮して、20歳を維持

この他、女性の婚姻開始年齢（結婚できるようになる年齢）が18歳に引き上げられます。これまでは、婚姻開始年齢は、男性18歳、女性16歳とされていましたが、男女とも18歳にならないと結婚することができなくなります。ただし、2022年4月1日の時点で既に16歳以上の女性（誕生日が2006年4月1日までの女性）は、引き続き、18歳未満でも父母の同意があれば結婚することができます。

詳しくは法務省HPをご覧ください。

■お問い合わせ 町民課住民グループ ☎01392-2-3131